

○ 室蘭市火災予防条例 新旧対照表

(昭和 3 7 年条例第 2 0 号)

改 正 後	改 正 前
<p>(避難器具に関する基準)</p> <p>第 3 8 条 次に掲げる防火対象物の階(避難階を除く。)には、避難器具を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第 1 (1) 項から (4) 項まで及び (7) 項から (1 1) 項までに掲げる防火対象物の 2 階以上の階(特定主要構造部が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものとした建築物の 2 階を除く。)又は地階で、収容人員が、3 0 人以上のもの</p> <p>(2) 令別表第 1 (1 2) 項及び (1 5) 項に掲げる防火対象物の 3 階以上の階又は地階で、収容人員が、3 階以上の無窓階又は地階にあつては 7 0 人以上、その他の階にあつては 1 0 0 人以上のもの</p> <p>2 前項の規定により設ける避難器具は、令第 2 5 条並びに規則第 2 6 条及び第 2 7 条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>3 第 1 項及び令第 2 5 条第 1 項の規定により設ける避難器具は積雪時における避難に際して支障のない場所に設けなければならない。</p>	<p>(避難器具に関する基準)</p> <p>第 3 8 条 次に掲げる防火対象物の階(避難階を除く。)には、避難器具を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第 1 (1) 項から (4) 項まで及び (7) 項から (1 1) 項までに掲げる防火対象物の 2 階以上の階(主要構造部が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものとした建築物の 2 階を除く。)又は地階で、収容人員が、3 0 人以上のもの</p> <p>(2) 令別表第 1 (1 2) 項及び (1 5) 項に掲げる防火対象物の 3 階以上の階又は地階で、収容人員が、3 階以上の無窓階又は地階にあつては 7 0 人以上、その他の階にあつては 1 0 0 人以上のもの</p> <p>2 前項の規定により設ける避難器具は、令第 2 5 条並びに規則第 2 6 条及び第 2 7 条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。</p> <p>3 第 1 項及び令第 2 5 条第 1 項の規定により設ける避難器具は積雪時における避難に際して支障のない場所に設けなければならない。</p>